鷲 見 等 曜

およそ10年まえ、私は、近世初頭の畿内地方に、寄生地主制につながるような地主・小作制が存在することを指摘した。それは、近世本百姓の成立を中世末「家内奴隷」の解放=自立に求める所説に対して、それを小族団的小農民共同体の崩壊に求め、下人は近世小作人に転化するものであって近世本百姓に転化するものではない、とする私の主張の一環であった。この小論は幸いに若干の賛同と批判をうけることができた。ともに望外の喜びであったが、これらの批判に対して反批判の責をはたす機会がなかった。今日もなおそのための十分な用意は整っていないのであるが、ここに批判論に対する疑問を提出することによって、責の一端をはたしたい。

とくに懇切な批判をよせられたのは、大石慎三郎氏である。氏の論旨は① 江戸時代社会前期(寛文頃まで)は、領主による農民の全剰余労働部分の搾取が体制的に成立していた時期であるから、いわゆる小作制の存立しうる余地はない。②私のあげた和泉国大鳥郡上神谷豊田村の事例は、山間部農村の、おそらく例外的事実にすぎない、というのである。そして「江戸時代においてすでに初頭から農民の手元に剰余労働の一部が残っており、それを基礎に地主与小作関係が成立していたとする説を取る場合、ではそのような存在(又はその発生)を日本歴史のどの時点に求め、どのような論理で説明するかという大きな問題が浮び上ってくる。そして更にそれは、近世社会を、従来の理解とは異ったどのような社会(又は社会構成体)と考えるかという問題、また明治社会への移行を新しくどう説明するかという問題にまで進展してゆ

くのである。」と、問題の重要性に注意をうながしている。

また安良城盛昭氏は、河内国丹北郡出戸村の年貢皆済目録を分析して、幕 藩体制社会第一段階においては、「米生産額の圧倒的大部分が現物の米として封建年貢として吸収されて」おり、「この様な事態の下では、領主年貢を 支払った後に、地主取分が米の形態で残される 余地は殆んど存在しない。」 として、私の小論にも関説し、大石氏同様の批判をよせられた。

大石氏の批判は、「幕藩体制社会第一段階」(以下「第一段階」と略称する)においては、農民の全剰余労働部分の搾取が体制的に実現していた、とする安良城氏の創唱になる理論(以下「全剰余労働搾取体制論」といっておく)にもとづく理論的な批判であり、安良城氏の批判は実証的である。ともに傾聴に値するが、納得することができない。

- 注(1) 拙稿「幕藩初期の農民経営」(『日本歴史』127号)
 - (2) 大石慎三郎『享保改革の経済政策』第2章および「地主制史論」(『日本史の問題点』所収)
 - (3) 豊田村は,石津川が平野部に出ようとする谷口に存在し山間ではない。かかる立地条件の地方は,大河川の制御施設が完備する以前においては,土地生産力において平野部に比し後進的とはいえない点に注意する必要がある。大石氏は豊田村を山間部農村と断定した上で,私が「歴史における個別性と一般性との関連」という基本的命題を未解決に残している,と批判するが,不必要な言及ではなかろうか。
 - (4) 安良城盛昭「石高制に基づく米納年貢制の特質」(『前近代アジアの法と社会』 所収)

一 「全剰余労働搾取体制」論について

「全剰余労働搾取体制」論は、今では、日本近世史学界において、ほとんど無条件的に肯定されているが、私は賛成できない。

まず第一に,「全剰余労働搾取」の概念そのものが, 問題である。 それは, いかなる意味・内容をもち, いかなる理論的要請によって, 近世初頭社

会分析の要具として使用されるにいたったのか。このもっとも初発的な問題 については、安良城氏も大石氏もまったく説明を加えていないから、推定す るほかはない。大石氏はいう。「この封建貢和の収奪量は、典型的には(又 は原型的には), 農民生産物の全剰余労働部分に及び、農民の手元には、その 単純再生産を保証するに足る必要労働部分のみが残ることとなる。」と。こ の文章から判断すれば、大石氏が「全剰余労働搾取」の概念を使用する根拠 は、〈封建地代の特質は、農民の全剰余労働量の搾取にある〉との理解にあ ることは、まずまちがいない。では、このような理解は、さらになにに根拠 をおくのか。これもまた推測であるが、それは、つぎの著名な古典的規定に もとづくと考えるほかはない。古典はいう。「この形態(私注一生産物地代) では、労働地代という従来の形態におけると同じように、地代は、剰余価値 の、したがって剰余労働の、すなわち、直接的生産者が無償的つまり事実上 では強制的に (中略) じぶんの最重要労働条件たる土地の所有者に提供せね ばならぬ全超過労働の、正常的形態である。」と。もしこの私の推定が正し いとすると、「全剰余労働搾取体制」論者は、古典の当該概念を誤読してい る。上の引用文につづけて古典は述べている。「利潤が――誤った先走りで はあるが、必要労働をこえる彼の労働の超過分のうち彼じしんが取得する分 数部分を利潤と名づけるならば――生産物地代を規定するのではなく、利潤 はまた 1. ろ生産物地代の背後で成長するのであり、利潤の自然的限界は生産物 地代の大きさにある。」と。古典のこの章全体は、「資本主義地代の発生史」 と名づけられ,資本主義地代の特質を,他の地代形態から区別することに向 けられていることは、私がいうまでもないことである。上の引用部分で問題 にされているのは、封建地代の、資本主義地代とちがった質的特色であって 量的比率ではない。それは貨幣地代についても全く同じであって、「この地 代は概念的に利潤を吸収する。」(傍点筆者)と述べている。そして古典は、む しろ、労働・生産物・貨幣各地代形態を通じて、「萠芽的利潤」が存在する ことを、くりかえし指摘している。近世初頭から「萠芽的利潤」が存在する

とするのは、「社会構成体」にかかわる問題である、などと大騒ぎするほど のことはない。

朝尾直弘氏が、佐々木潤之介氏の全剰余労働搾取の概念について、「特異 た理解 | であるとし、「何か量的な問題、或いは年貢の実能的な問題である と理解しているように思われるが(中略)それは概念の濫用である。」といっ ているのは、おそらく上述の意味からである。とすれば、同じ批判は、佐々 木氏だけでなく、安良城氏・大石氏らにも向けられるべきである。安良城氏 はいう。「確かに、幕藩体制社会全期間を通じて、封建領主は、『百姓』よ りその全剰余労働を搾取せんと意図し、又願望するのであるが、そのような 封建領主の意図ないし願望が、現実のものとして結実しまたのは、実は、幕 **藩体制社会を通じて、一般的には、この第一段階に限られているのである。**□ と。著者自身のうった傍点部分に注意されたい。ここに問題にされているの は、地主を封建領主に限定した上で、――寄生地主制下でも直接生産者の全 剰余労働は、地主、領主等に搾取される――封建領主の「意図」と「願望」 とその「結実」度という主観的、量的問題であって、「第一段階」の貢和の、 **客観的、封建的性質の問題ではなく、大石氏のいうように「社会構成体」に** かかわるようなことがらではない。あたかも古典的概念であるかの加き外観 によって権威をもった「全剰余労働搾取」の概念は、「概念の濫用」または 恣意的な創造物であったわけである。

第二点は、「全剰余労働搾取体制」論の論証法である。尾藤正英氏が、領主の全剰余労働搾取の「意図が貫徹されたか否かは、現実の領主・農民間の対抗関係の中において実証的に認識されるべき問題であり、政策の分析のみで『直接的に』その貫徹の事実が知られる筈はない。」と安良城氏を批判したのに対し、安良城氏は反論する。「『百姓全剰余労働搾取』の原則が、幕藩体制社会第一段階において貫徹していると見做した決定的根拠は、地主・小作関係の発生が元禄・享保期を起点とするという、戦後における尨大な地主制史研究の成果に基づく通説よりの演繹に求められているのであり、したが

って」まさに現実の領主・農民間の対抗関係の中からのみ生じうる社会現象 の検討を媒介として根拠づけられている、尾藤氏の批判はまたしても「逸 読」に由来する「批難」にすぎない、と。だが、それは、はたして尾藤氏の 「逸読」であったか。引用部分から明らかなように、「第一段階」について の命題は、「第二段階」(と仮りにいっておく)以後についての「通説よりの演 **繹に求められている。」領主・農民間の対抗関係の中に 論証されているのは** 「第二段階」以後の通説であって、「第一段階」の命題ではない。 たしかに 「政策の分析のみ」によるのではない。しかし政策の分析のほかには、「第 二段階 | 以後の通説からの、後述のように誤った演繹しか存在しない。幕藩 領主が生産手段のいかなる所有関係,いかなる搾取機構等にもとづき,かく も強力な搾取「体制」を実現しえたのか、かかる「体制」がいかに生成、発 展,没落したか,の分析はない。そしてかかる分析は,氏の理論には、はじ めからあるはずがないのである。なぜならば、氏は、全封建地代のみなら ず、奴隷制的搾取にも資本制的搾取にも適用さるべき全剰余労働搾取の概念 を、封建社会の、あるいは日本近世史の特定段階に固有の概念として使用し ―「百姓全剰余労働搾取」の原則が貫徹するのは「第一段階」だけである――,そ うすることによって、封建地代における搾取実現の特質を見失い、封建地代 は領主の一方的強制=『恣意』の貫徹によって実現するものと受取っている からである。かかる恣意的・観念的方法においては、領主・農民間の対抗関 係が問題になるはずはない。必要なのは領主の「意図」「願望」だけであり、 「体制」の終焉も、その必要が「封建領主の眼にも、はっきり認識せられる に到」(傍点安良城氏)れば、可能なのである。尾藤氏の批判は、根拠のない 「非難」では決してない。

さきに「誤った演繹」といったのは、つぎのことである。安良城氏は、尾藤氏への反批判において、さきの引用につづいて、「自著の文を引用してい う。「この寄生地主・小作関係発生の起点が、幕藩体制社会の体制的成立以 後ほぼ一世紀を経過した、他ならぬこの元禄・享保期以前の時点に据えられ

るという歴史的事実は、この元禄・享保期以前の時点における墓藩体制社会 においては, 封建領主は, 基本的には『百姓』の全剰余労働を搾取していた と理解せざるをえない。」と。元禄・享保期に寄生地主制が「発生」したと いうことと、それが「存在」したということとは、全く別問題であり、ここ には言葉のすりかえがあるが、それはさておき、〈元禄・享保期から寄生地 主・小作関係が発生した〉とするのが確認された通説であるとして、そこか ら演繹しうることは、〈元禄・享保期以前には、寄牛地主・小作関係は存在 しなかった〉ということだけであり、寄生地主制の萠芽形態、蚊の誕生以前 におけるボウフラの存在を否定するものでもなければ、他の形態の地主制、 たとえば安良城氏自身が存在すると主張している名主的地主制の存在を否定 するものでもない。まして「全剰余労働搾取体制」の存在を証明するもので は決してない。「同語反復とは、主語にすでに言いあらわされていることを、 述語でそのままくりかえすことである。」とすれば、 安良城氏は〈寄生地主 制が創生する以前には、寄生地主制は存在しない〉という同語反復的「演 釋 | を行ない、それを拡大解釈して「全剰余労働搾取体制」論なる、いかめ しい城塞を築きあげたのである。こうしていったん築かれた城塞は、難攻不 落である。なぜならば、「理念型」に合致しないあらゆる現象は例外であり、 かかる現象に執着する論者は、「素朴実証主義者」にすぎない、として殲滅 しらるからである。

同じような危惧を、大石氏の理論と論理に対しても、抱かざるをえない。 大石氏は、竹安繁治氏の検地余歩論を批判していう。幕藩領主は、農民保有 地の台帳面積に応じて年貢を賦課するのではなく、「いわば試行錯誤とでも 云うべき方法で全剰余労働部分を取得する線に近付いてゆくのである。即 ち、たとえば今年は六公四民の年貢を賦課してみて農民が立ちゆかなけれ ば、翌年は逆に四公六民としてみる。これが逆に農民に余裕を残しすぎるよ うであれば、次は五公五民にするといったように経験的に年貢賦課量を決め てゆくのである。したがってこのような方法である限り、耕地の台帳面積と

実面積との間に一定の誤差があっても、そのこと自体は問題にならないので ある。」と。 また近世初頭に、 広汎に田畑売買が存在する事実については、 それはなんら萠芽的利潤の存在を前提としない、すなわち、当時は個人の単 純再生産費をしか必要としない奉公人の使用によって中間的得分――これは 剰余労働ではないらしい――を入手することができ、ここに「全剰余労働搾 取体制」下においても田畑売買の行なわれる理由がある、という。

まず試行錯誤論からみよう。それは農民の生産条件が、毎年一定でなけれ ば意味のない方法である。同じ五公五民でも、たとえば豊凶によって、農民 生活の余裕や貧困は同じではない。かくては、永久に、「全剰余労働搾取」 の線を把握することはできないだろう。大ざっぱな線ならば、こんな方法を つかわなくとも摑める。したがって「試行錯誤」などは、およそ愚かな方法 であると思うが, それはさておき, 試行錯誤論は, 安良城氏の「検見制」論 から出てきたものと思うので、これから検討せねばならない。安良城氏によ れば、「第一段階」においては、領主の『恣意』の貫徹を本質とする検見取 法が行なわれ, 定免制はその解体の所産であり, 領主, 農民間の「契約」と して存在する点において,前者とは本質的に異なる。そしてその実証は,次 の4つである。

- ① 播磨国餝東郡野里村の慶長13~元和2年間の年貢額が連年変動してい る。伊予国新居郡上嶋山村の年貢額が、慶長8~元和13年の34年間に74% の大幅増大を示している。
- ② 加賀藩承応3年の法令が「当作毛能候付て(中略)当一作五歩平均免を 上可申候しとしている。
- ③ 藤堂藩寛永17年の一文書が「紀伊尾張方ハ去年より免相」が上っている から、「けき」により「当年は五分六分、或は不苦所は七分も上ケ可被申」 と述べている。
- ④ 加賀藩は、寛永19年、〈農民自立経営維持のために万全の策を取れ、そ れが行なわれている以上来年の作食のためにでも未進を残す者は曲事であ

る〉旨を命じている。

しかし、①②③は検見制が行なわれたであろうこと、④は搾取の意図が苛 酷であったことを示すだけで、領主の『恣意』がどの範囲で作用し、貫徹し たか、検見制の具体的方法、内容を実態的に示すものではない。①の上嶋山 村においては、石高に対する年貢額が搾取率を示すとすれば、慶長9年の搾 取率は24%, 寛永13年は34%の低率であり、34年間に74%も年貢額が増大し たことは、慶長時に「全剰余労働搾取」が行なわれていなかったことを示す だけである。③の法令では、他藩の免相が上がるというような事実がなけれ ば、『恣意』的には搾取率をたかめえない、ことを知りうる。要するに不十 分な実証によって,大胆な結論が出されている。大石氏の試行錯誤論は, こ のように検討不十分な検見制論の上に、さらに全く実証されていない試行錯 誤的年貢賦課法論を重ね合わせたものである。それだけではない。かりにこ のような方法が取られたと仮定しても、農民の「全剰余労働搾取」は実現し えない。大石氏らは、当時の年貢が村高に対して賦課されるのであって、個 個の農民の石高に 対して 賦課されるのでは ないことを, 忘れているのであ る。年貢が村請制であることは、つぎの2つの事態を結論せしめる。第一に 村請制は、中世農民闘争の成果であり、さればこそ幕藩領主権力は、それを 換骨奪胎して利用した。すなわち村請制は、今では徴租制の一環となってし まったが、しかもなおそれは、他方において、中世農民闘争の成果である面 において、必ずや領主の『恣意』を制約したにちがいないのである。第二 に、村請制であるということは、領主が一人一人の農民の生活を把握し、統 制しえなかった,ということを意味する。それはさらに,①領主が村内にお ける年貢割賦の不公平を規制する方法として、「村中無高下」との訓戒しか もたなかったことを、したがって村内における階級分解を防ぎえなかったこ とを意味する。ましてその村請制は、近世初頭においては、朝尾氏のいわゆ る「小領主」的豪農の請負制であったのである。②それはさらに、検地余歩 の如きものが存在したばあい、萠芽的利潤の発生を防ぎえないことを意味す

る。検地会歩の存在とは、検地されない土地、石高に結ばれず、領主の収取 対象に編成されない土地の存在であり、領主は個個人に相異る量で存在する これらの土地に発生する萠芽的利潤を摑むことができないのである。

奉公人論についても、大石氏の論理は破綻している。すなわち、「試行錯 誤」的方法によるならば、安価な奉公人労働力を用いようと、無償の奴隷労 働力を用いようと、農民の手もとになんらかの蓄積、作合いが残る道理がな い。いっさいの余剰は、試行錯誤的方法によって奪い去られるはずであっ て、大石氏の計算方法が合理的であるからといって容赦される筋合のもので はない。

以上「全剰余労働搾取」体制論について、その概念のあいまいさ、恣意 性、その論証のあやまりを指摘したが、この二点は相互に関連しているはず である。その関連を示す糸は、おそらく「全剰余労働搾取」体制論者の生産 力概念にある。いま試みに古典の生産力概念をみよう。

- ① 労働地代について――「たとえば、地主のための賦役労働は、本源的に は週のうち二日だけだったと仮定しよう。週に二日というこの賦役労働は かくして固定されており、慣習法または成文法によって法律的に規制され た不変量である。だが、直接生産者じしんが自由にする残りの週日の生産 性は可変量であって,彼の経験が進めば発展するに違いないことは,あた かも、彼のおぼえた新しい欲望が、また彼の生産物のための市場の拡大 や、彼が自分の労働力のこの部分を自由にしうる保証の増大が、彼を刺戟 して自分の労働力の緊張度を高めさせるであろうことと同じであるが、こ のばあい忘れてはならぬのは、この労働力の用途は、けっして農耕に限ら れないで、農村的家内工業を含むということである。
- ② 生産物地代について――「その純粋性におけるこの生産物地代は、さら に発展した生産諸様式および生産諸関係にも断片的に根を残しうるとはい え、あいかわらず自然経済を(中略)前提とする。それはさらに,農村的家 内工業の農耕との合一を前提とする。地代を形成する剰余生産物は、この

合一された農=工業的家族労働の生産物であって、中世ではしばしばそうであったように生産物地代が多かれ少かれ工業生産物を含むか、それとも本来の土地生産物の形態のみで提供されるかをとわない。この地代形態では剰余労働をあらわす生産物地代は、農村家族の超過労働ぜんぶを汲みつくすとはかぎらない。」

傍点部分に注意されたい。古典における生産力概念は、労働生産力の概念であり、封建農民については、「合一された農=工業的家族労働」の生産性である。

安良城氏や大石氏の生産力概念は、それとしては述べられていない。だが大石氏が、必要労働、剰余労働、萠芽的利潤、年貢、地代等の相互関係を、かんたんな棒グラフを以て示したとき、その生産力概念が土地生産力概念であることは明白である。単位面積当りの収穫量以外のいかなる要素も問題にはされていない。他の論者においても同様である。すなわち氏らは、古典が「忘れてはならぬ」といっていることを忘れ、生産力を農業生産力に、後者を土地生産力に、そしてさらに石高に矮小化してしまったように思われる。このように矮小化された生産力概念に立つならば、全剰余労働の搾取も文字通りに可能なようにみえ、いったん「全剰余労働搾取」体制が成立したならば、農民は永久に単純再生産におしとどめられるはずである。したがって生産力の発展する可能性は全く存在しないから、《『恣意』的収奪は結局封建的生産様式を解体せしめる〉という「認識」の進歩によって、領主的『恣意』が自発的に後退するのをまつほかはないのである。あるいはここに農民の自覚・抵抗をもってくるかもしれないが、そのような自覚はいかなる物質的根拠をももたないであろう。

このような土地生産力概念に立つならば、「第二段階」以後の寄生地主制 もおそらく説明することができない。小作人がその必要労働部分を確保し、 地主が「萠芽的利潤」の転化としての地代を確保し、領主が自覚ある君主と して制限された年貢に満足している、という幸福な状態において、なぜ資本 主義の順調な進展がみられなかったかが当然問題になる。山崎隆三氏は、 〈萠芽的利潤が存在しているときには,一般に農民が小作人に転化する必要 はなく、富農も地主に転化する必要はない、しかも小作制の存在には萠芽的 利潤の存在が必要であり、これは解き難い難問である〉として、「むしろ萠 芽的利潤の不成立こそ地主制成立の 基盤である | と、述べている。だが、

「萠芽的利潤」の不成立一般が地主制成立の基盤であるならば、平安時代に 寄生地主制が成立してもおかしくはない。この「難問」をつくり出したの は、土地生産力概念に立つ初等数学的方法論そのものにあるのではあるまい から

- 注(1) 大石慎三郎「地主制史論」(『日本史の問題点』)
 - (2) 朝尾直弘書評(『史学雑誌』74編11号)
 - (3) 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』
 - (4) 尾藤正英「幕藩体制論の整理のために」(『史学雑誌』71編10号)
 - (5) 安良城盛昭「尾藤氏の『批判』にこたえて」(『史学雑誌』73編7号)
 - (6) 資本主義的生産様式においては、剰余労働は剰余価値として商品価値に包含さ れ、商品の所有者たる資本家の手もとに純経済的に移行する。しかるに封建的生 産様式においては,剰余労働は暴力をもって強制的に搾取されねばならない。「地 代を創造するのは、可能性を現実性たらしめる強制に他ならない。」なぜならば 農民は地主に対して独立して生産するからである。生産物地代においては、農民 の剰余労働は剰余生産物として農民に所有されるのであり、それを収奪するには 強制を用いるほかない。労働地代とて全く同じである。したがって搾取の実現度 は, まさに地主, 農民間の力関係に依存する。
 - (7) 注(3)前掲書。安良城氏は、給人・代官の「恣意」は「封建的生産様式を解体せ しめる」のに対し、幕藩領主の『恣意』は「封建的生産様式と矛盾せず、抑々こ れに内在する」として区別する。給人・代官の搾取(あるいは搾取意識)と幕藩 領主のそれとの間に、かくのごとき差異が生じた理由は、どうやら「幕府は(中 略) 封建的生産様式の本質的性格を的確に認識していた | のに対し、給人・代官 はそれを認識できなかったことに由来するらしい。ここにも独自の観念史観をみ るのは、ひが目であろうか。当時の代官・給人は、もはや独立した領主ではなか ったのである。なお氏が示唆をうけたとされる大河内一男氏の社会政策論は、明 白な生産力理論に立つものであることも、ついでながら指摘しておく。
 - (8) 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』

- (9) 理論を定立するということは、事実に対して責任を負うことであり、例外を例外として切り捨てるのではなく、これをその理論体系から説明する義務を負うことである、と思うが、どうであろうか。
 - (10) 大石慎三郎『享保改革の経済政策』。なお注(1)前掲書にも。
 - (11) 注(3)前掲書。
 - (2) たとえば、近代的契約は、契約しない自由をともなうが、領主・農民間の契約には、契約しない自由は存在しない、というように、契約の概念内容は歴史的に相違するはずであるのに、単純に「契約」といっている。
 - (3) 私は、朝尾氏の「小領主」範疇にも、〈幕藩権力が潅漑排水施設を整備することによって、「小領主」によるこれら施設の独占を解体し、かくして小農民を自立せしめた〉とする見解にも、賛成することができない。領主なる概念は、大なり小なり独自の政治権力装置をもった存在に対して使用すべきであり、中世未近世初頭の豪農は、からる政治的権力装置をもたず、潅漑排水施設等への強大な発言権は、惣的結合体の指導者として旧来の地位に由来するのではないか、と考える。したがって幕藩権力による潅漑排水施設等の整備とは、まさに惣的結合の紐帯であったこれらの施設を農民の手から奪い、そうすることによって農民の土地所有を実質的に形骸化して、これをアジア的強力を以て支配することであり、しかもこれらの施設の日常的、未端的管理を、新たに上から編成した似而非村共同体にゆだねることによって農民をひきつけ、しかも同時にかれらを共同体にしばりつけ、「自立」を阻止することではなかったか。
 - (14) 注(10)前掲書。
 - (5) 山崎隆三「地主制論争の問題点」(『近世史研究』39号)。

二石高制について

安良城氏は、「幕藩体制社会の構造的特質を基本的に規定している石高制」(A)についての、戦後水準に立つ本格的解明がなされていない現状をなげき、河内の一農村の分析によって、「石高制にもとづく米納年貢制の本質」が、畿内農村においても貫徹していることを結論した。「石高制にもとづく米納年貢制の本質」とは、「基本的には、耕地を、田も畑も一様に米を生産するものとして石高に結び、かくして得られる石高に一定の取箇を乗じて米を収取する形態の年貢に他ならず、従って現実の米生産額の圧倒的部分(取簡率

を上廻って)が年貢となり、かくて、当時の農民にとって、尤も商品たり得べ き米の、農民の下における商品化を阻止する特殊な生産物地代であり、地主 制下の小作料とは異った性格を有している。I(B)ということである。

(B)の引用文は、例によっていささか難解であるが、〈石高制にもとづく米 納年貢制とは、①石高に取箇を乗じて米を収取する形態の年貢制であり、し たがって②農民の米生産額の圧倒的部分を収奪することによって、農民が米 を商品化することを阻止する生産物地代である。〉と読むことができる。「阻 止する」という日本語は、「阻止している」とも、「阻止することを目的と している」とも読みうる。いずれにせよ、「石高制にもとづく米納年貢制」 は、①の形態的特質と②の実態的あるいは目的的特質をもっていることにな るのであるが、①と②がなにゆえ「したがって」という接続詞で結ばれるの か、皆目わからない。石高については、引用のとおりの説明があるが、それ はきわめて抽象的・常識的――とはいえ屋敷や荒地のことが抜けている―― な石高の出し方であり、なんら石高の本質規定になっていないから、これを 補ってみても、全く同じことである。結局、①の形態規定は本質規定に関係 しない、としてこれを除くと、「石高制にもとづく米納年貢制の本質」は、 ②だけとなる。しかし、そうしてみてもやはりはっきりしないのは、状態規 定や目的規定は、本質規定になりえないからである。目的や意図という観念 と,事物の本質,現象をつらぬく法則,事物の果す客観的役割との混同は, 安良城氏においては一貫しているが、ふつうは両者を区別して考えるからで ある。同様にして(A)の句も、いささか特異である。「社会の構造」という概 念は、ふつう「社会の物質的構造」「社会の経済的構造」「社会の下部構造」 などと解される。しかるに安良城氏においては、石高制という一制度、イデ オロギー的形成物が「社会の構造的特質」を「基本的に」規定するわけであ る。特異な史観というべきであるが、いずれにせよ、ここで問題にされてい るのは年貢制であって, 石高制そのものは, 少しも明らかになったわけでは tsv'o

石高制に関する近年のまとまった論文としては、安良城氏が戦前水準のものとして一蹴した中村吉治氏のものがある。氏の文章も読みにくく、真意をとらえにくい点もあるが、①石高は正確に土地の収量を示すものではないこと、②諸大名把握のために、中央権力によって上から設定された形跡があることを指摘しており、その点で賛成したい。また朝尾直弘氏も、石高について、注目すべき指摘をしている。朝尾氏はいう。「石高は決して現実の米の生産高ではない。それは封建的搾取の目的から、米の量によって抽象的に把握された社会的生産力の表示である。(中略)近世封建社会においては、石高と米の生産高の差がしだいに縮まっていくのである。」と。これ以上の説明がなく、「社会」とはなにかわからないから、はっきりとは摑みにくいのであるが、いずれにせよ、朝尾氏も中村氏も、①石高は米の現実の生産高ではないこと、②しかし米の生産高、あるいはなんらかの生産力の反映であること、を主張している。石高制の研究は、さしあたり、このあたりの初発的段階からはじめるほかはないようである。

中村・朝尾両氏の一致点のうち、①については全く賛成であるが、②については疑問をさしはさみたい。その理由の第一は、高=量の観念が、近世初頭から生産力に結びつけられて存在したとは考えにくいことである。中世末にいたるまで、領主の最大最終の関心は、貢租の収取量であり、生産力ではなかった。収取量への関心が、その基礎である生産力に向い、そこに重点を移してしまうには、余程の媒介環――土地市場の広汎な成立など――が必要であったのではなかろうか。第二に、結局同じことであるが、ふつう生産高と考えられている「斗代」「分米」の語は、中世以来基本的に貢租量と観念されていたことであり、長い伝統を持つ語の意味が急速に転換したとは考えにくいことである。そして事実においも、近世初頭にはこれらの語の中世同様の使用法が存在するのである。ここに、石高は籾表示の年貢高ではなかったか、という疑問のおこる根拠がある。そしてこういう考え方は、江戸時代から存在した。たとえば『算法地方大成』は、「永禄慶長の頃より検地改り

地面の上中下を以て年貢を石数に定め、是を村高とす。すべて是まで籾納な り。元和年中より籾納止てより一村の米辻を以て村高とす」と述べている。 かつて私も和泉国泉南郡熊取村の免目録によって、同様の推定を行ない、免 とは年貢免除額ではないかと考えた。同目録を表示すると表1のごとくであ

			寛永17	18	19	20	21	正保2	3
両 太 夫	: 引	免	29,000	32,460	39,000	石 36,450	石	石 33,200	33,200
免斗二	人	給	1,000	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
米斗二	人飯	米	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
吉衛門	給	米	1,000	1,000					
紺屋大工	聖桶	屋	400	600	eks.		700	700	700
白 梅	番	給	700	700	700	700	700	700	700
免ならし	めし	代	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
御節		物	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
古 川		成	34,500	31,629	31,629	31,629	31,629	32,820	32,830
古瀬他		成	4,617	5,857	5,857	5,857	5,857	5,857	5,857
うせ人	下	げ	85,975	86,166	86,466	86,466	86,466	111,141	86,466
下村中村		免	35,500	32,330	31,916	31,916	31,916	32,320	32,330
うせ人	不	足		32,079	20,310	20,310	24,650	24,682	51,097
川欠	不	足	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
夫米57		割	10,000	24,000	22,000	19,000	29,000	29,000	
万小		銀	18,300				22,300	25,611	
万小取かっ	、舟も	7	29,160	11,454	4,709				
谷内毛		^	99,350	立毛免	30,000		811,218		
かし		利	279,990	Maria de la	伝馬代	9,060	10,000	10,000	24,200
				309,7673					
			谷ならし	10.25			品质维用	夫米めし	42,900
			米売違				0.34.5	たき給	
				図種・鰯代	9,145				
					その他	13,341		7,610	28,998
払		計	664,092	674,7583			1090,916		12.00
免		米	324,6693	615,2095	476,9384	354,6325	1364,2106	303,6718	807,480
免も	E	ŋ	36,9785	28,1037	28,104	26,920	26,771	23,664	23,670
免		計	361,6748	643,3127	505,0424	380,5525	1390,9816	327,3368	831,150

り、その寛永17年の分をみると、 高3004石810-川欠147石914-物成2532石 2267= 免米324石6693、 すなわち高-年貢=免, あるいは年貢+免=高とな っており、その免米は「川欠免もとり」すなわち当損引を加えて361石6478 となり、各種の村費用の支出にあてられる。(たぶし岸和田藩中よりの借り米と その利子返却があるため302石4442の不足が生じている)支出中両太夫引免は庄屋 中・降井両家給分、米斗・免斗・白梅番・吉衛門等は村役人、紺屋・大工・ 聖・桶屋は村抱えで、給分があると考えてよい。池成・川成・池つゑ口(決 **港口)等はその補修費と考えらる。「失人さげ」については寛文13年の文書** に「能取谷古来より内不足ハ欠落百姓或ハ身躰不罷所に安堵成兼申候小百姓 ニハ我々立合帳面相改其かぶかぶの出来米を積御年貢高ニ引合不足之分谷中 よりさけ米をさけ百姓を有付」とあるものであろう。かくて免米の支出は、 村費用と断定してほぼまちがいないであろう。村高=年貢+村費用となる。 個々農民の再生産費は全くふくまれない。 免払の 各項目は 大体固定 してお り、しかも免総額が激しく変動するのは、年々の豊凶による免引によること も、表によってわかる。免率は蔵入分と給人分でちがうが、寛永17~正保4 年間では、免率は46%~93.9%の変動を示している。そして免は、文字通り 「免ずる」「免す」意である。それは、「代官にみせずかりとる田は、めん の儀つかはし申ましき事 | (文禄5年石田三成村掟条々一近江小室文書) 「当村年 **貢高四百文之内百廿文御めん候て、貳百八拾文ニ御きへめなされ候間」(慶長** 5年石田木工頭正澄折紙一歓心寺文書) 等に あらわれる免の 使い方と 同じであ り、それは高が年貢高であることを前提としている。

第2表は、熊取谷降井家に残る「江中高目録」から作成した免率 (このばあいはふつうの年貢率) 別村数である。「寛永十七年辰十二月吉日」と日付があるが、内容中熊取村分は、先の免目録の寛永19年分と全く一致する。この文書は、岸和田藩領全村を網羅すると思われ、末尾の本高合 48,975 石余は、岸和田藩 5 万石の公称と大体一致する。106 村中免率 90 %以上の村は 64 村 (60%) に達し、100 %の村が20村もある。末尾の集計 (表3) では、役米を

免率(%)	村 数
100	20
99	2
98	10
97	4
95	6
94	6
93	2
92	2
91	4
90	8
89	1
88	3
87~82	6
81	3
80	5
78	1
77	2
76	2
75	1
73	3
72	4
70	1
67~55	5
52	3
51	1
計	106

注 若干の不明村を除 く。1村中浦分, 陸分あり, 免率の ちがうものは2村 に数えた。

=	E	-)
1	X)

本 高 合	石 48975,6033
内川成万事引高	1152,6120
此御物成合	40739,5561
此役米合	2892,5085
舛 数 合	43632,0646
山年貢茶代新開舛数	255,7190
山 役 分	312,8408
浦 之 分	銀4貫910匁8分
立毛ノ高	9844石0000
同 付 高	800,0000

合わせた年貢 額は本高の91 %になる。ど ちらをみても 石高を生産高 に近いものと みることはで きない。

石高を年貢

額に近いものとみることは、 当時の貢租上納が籾納ま たは 籾基準であったとみることであるが、それについ ての明確な史料はない。慶長3年の熊取村納帳には, 農民の蔵納米に「マメ」「大豆」「アカ米」「銀子」「も んめん」などの注記のあるものがある。「アカ米」は 玄米であるし、「4石 此代2石米 若左近」という ようた籾納を思わせる例もある。

いずれにせよ, 近世初頭の石高は, 籾納または籾基 準納の年貢高またはそれに近いものであった疑いが, きわめて濃厚である。そして以後については、検地の 厳密化,永荒地の耕地化,新開墾等々により,しだい に石高が生産高に近づき、 貢納も玄米基準に切りかえ られて行った、と考えてよいであろう。和泉国大鳥郡 ト神谷豊田村では、石高は文禄以来幕末まで760石2 斗に固定されているが、明白に耕地の増加があり、斗

代や各筆田畑の測り直しが何度か行なわれている。すべて石高内での操作で ある。かくて石高を幕初から単純に生産高・収穫高とみ、これに対する年貢 率によって剰余労働の搾取率を結論する方法は、再考を要するであろう。

- 注 (1) 安良城盛昭「石高制にもとづく 米納年貢制の特質」(『前近代アジア の法と社会』)
 - (2) 中村吉治「石高制と封建制」(『史学雑誌』69編7,8号)
 - (3) 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』なお古島敏雄氏も「石盛は(中略)けっして反当収穫量そのものではない。石高自体に江戸時代を通じて大きな変化のないことが、そのことを示している。(中略)年々の現実では、村々あるいは村内の位別によって実収量と石高の差が甚しいので、取箇にも大きな差異があり、石高に対する課税率には10%台から80%台までの大きな差がみられる。「(『日本経済史大系近世上』)といっている。ここでは、なぜかくも甚しい差が石高と実収量の間に生ずるのか明らかでないし、またこのようにみるならば石高を実生産高とみて行なわれた従来の実証法は、重大な修正をせまられるはずである。すなわち、その村の石高がどれ程実生産高と相異しているかがまず確定されなければならないのであるが、そのような手続をとった実証は存在しない。
 - (4) なお清水浩氏も、土臼の普及した江戸前期に上納基準が玄米にかわったのであり、それ以前は籾納または籾基準の上納であった、と推定している。同氏「在来 農機具の形成と展開」(農業発達史調査会編『日本農業発達史』第2巻)
 - (5) 拙稿「石高および免についての疑問」(『近世史研究』 6号)
 - (6) 免が蔵入分と給人分と異なる点については 『会津幕内誌』 につぎの 説明 がある。(庄司吉之助編『会津幕之内誌・佐瀬家記録』)
 - 一 幕内高物成之儀,式部様御代寛永十七辰之年ハ本田高弐百三十五石弐斗八升 五合之内,御倉入分ハ百七十四石弐升七合,免七ッ四分四厘成。給人分ハ六 拾壱石弐斗五升八合,免六ッ六分三厘九毛成。給人方ハ川欠高免にて引候。 御倉入分は川欠高即高にて引候故給人方分ハ高免成。
 - と。すなわち蔵入分は、(高一川欠高)と免との比であるが、給人方は川欠分を 免率で考慮し、高と免との比をみるのである。これを熊取谷に適用してみると、 本文に述べた148石弱の川欠は蔵入分だけであり、蔵入分の高はこれを加えて867 石余となり、給人分の高と合計すれば大体3004石となって一致する。
 - (7) 宮川満『太閣検地論第Ⅲ部』
 - (8) なお竹安繁治『近世封建制の土地構造』によれば、寛永末年河州藤坂村農民は 隣村内の八田、石ノ坪など鍬下の土地を、高75石で請米にするから庄屋を当方に 命ぜられたいと願出、のちに訴訟の結果「約束之米七拾五石上納致し候へと被仰 付」れている。やはり高=納米である。

三 貢租の決定と上納

「全剰余労働搾取体制」論者の徴租論の問題点については、既に所見をの べた。ここでは具体的な徴租法、貢租上納法について検討する。近世初頭に おける徴租法については、内藤二郎氏の研究がある。氏は、それは畝引検見 法であり、この法においては、免は4公6民、5公5民、6公4民のいずれ かわからないが、これらのひとつに決定されているのであり、領主の『恣 意』が働く余地はなく,いわゆる免率の変動は,畝引の結果としての年貢量 と高との比率にすぎない、という。内藤氏もいうように、畝引かどうかを実 証することは困難であるが、少なくとも「試行錯誤的」『恣意』的方法によ って免率をきめ、高にかけるのではなく、免率は一定の方法によって算出さ れた年貢量の高に対する比率にすぎないことは、ある程度実証できる。

第一に、さきにみた熊取村の例である。ここでは、ある程度固定した免引 年々の川欠免, 立毛免の引きによって年貢量がきまり, 免率はその結果にす ぎない。

第二に、周知の法令である。天正14年羽柴秀吉朱印状にいう。

- 一 百姓其在所ニ有之田畠あらすへからす。其給人其在所へ相越,百姓と令相対検 見を遂、其毛ミと舛つきをして、有米三分一百姓ニ遣之、三分二未進なく給人 可取事
- 自然其歳により旱水損之田地あらハ、一段に米壱斗より内は農料に不可相□之 條、其まま百姓ニとらせ、翌年之毛をつけ候様ニ可申付候、壱斗より上ハ右ニ 如相定三分一三分二におふすへき事

文禄5年石田三成村掟条々にいう。

一 ねんぐのおさめやうの事, 田刈らさる前に, 田頭にて見はからひ, 免之儀相定 むへし。若給人、百姓ねんちかひの田あらは、升つきいたし免定め可申候。尚 其上給人, 百姓ねんちかひあらは, 其田を皆刈り候て, 稲三ツに積み分け, く じ取に致し、二ぶん給人、一ぶん百姓さくとくにとり可申候

前者によれば、徴租決定の順は、検見→舛つき→免引→有米分配(2:1)であり、凶歳には、農料1斗の免引→有米の分配(2:1)であって、検見→免率の順ではない。後者によれば、ふつうは検見→免(免引と読みたい)であり、農民が反対したばあいは、検見→舛つき→免(引)で、有米2:1の分配は略したのであろう。さらに農民が反対したときは、全収穫2:1の分配である。2:1の分配は、6公4民に近いが、近世初頭には一般的であったように思われる。たとえば福島正則領安芸国佐西郡玖島村の文書は、つぎのごとくである。

一 高七百石四斗八升五合 つたふ□□□ 七ツ八リン 物成四百九拾五石九斗五升

御きら人

一 高五百石

備中殿

七ツ八リン

から

物成三百五拾四石

高合于武百石四斗八升五合

物成八百四拾九石九斗五升

右者分-相定候,当毛三□□□百姓作得三分貳ハ御年貢也,少も無未進十一月 (執所力) 中-□□皆済可仕候,仍如件

慶長拾六年

小河若狭

九月十日

庄や 百姓中

「当毛」を2:1に分配した結果が70.8%の免率であることは、明らかである。同村の免率は慶長9年には48%であった。なお物成の849石95が当毛の%とすれば、当毛は1275石となり、高に近く、高は生産高であることになりそうであるが、当毛は免引の結果であるから、そうはならない。

つぎに年貢納入の実態をみよう。年貢の納入には、農民の郷蔵への納入と 郷蔵から領主蔵への納入の2段階がある。前者から考察する。

慶長12年和泉国豊田村名寄帳によれば、同村農民の一部の物成は、表4の

	高 (A)	当 荒	荒	毛付高	免	物 成 (B)	慶長15年 納	B (%)
源五郎	石 6,280	石0,400	石 0,512	石 5,768	0,761	石 5,007	石 1,238	80
弥二郎	12,034		1,356	10,678	1,621	9,057	9,111	76
南大夫	36,554		3,694	32,860	4,596	28,264	31,579	77
善五郎	9,047	1,120	2,119	6,928	3,306	3,622	3,802	40
源二郎	15,275		0,428	14,847	2,461	12,386	13,478	84
中源二郎	7,292	0,778		7,292	1,094	6,198	6,125	80
弥 五 郎	16,396	of all and	0,916	15,480	2,495	12,985	7,992	80
宗 円	6,216	0,290	0,156	6,216	0,921	5,295	6,617	80
宗五郎	8,042		0,780	7,539	0,615	6,924	3,627	86
北大夫	28,394		3,058	25,336	4,142	21,194	21,443	70

ごとくである。各農民の免率には相当の差がある。村の免率を機械的に各農民の石高にかけたものではない。庄屋・小百姓間の「相談」の結果である。高から荒高を引き(毛付高),さらに免引したものが物成である。ところで表には、慶長15年納帳によって、各農民が郷蔵に運んだ米を集計したものを、そえておいた。その額は、決定された物成額にほとんど等しく、農民が米現物をもって年貢を納入したことは、疑いない。このほかには大豆納4石余、大豆銀納5石があるだけである。

しかし、年貢納入期限は12月上旬であり、納帳に12月末までの状況しか記していないので、その後の未進状況もみなければならない。隣りの栂村の元和元年物成算用帳によると、半数の農民が3月まで未進を残し、うち新十郎、与左衛門の最上層農民は、それぞれ6石、1石5斗の米を堺商人かさや道因秋田屋庄三郎に売り、その代銀で上納している。

その後の農民の年貢納入状況については、手元に史料がないので、代銀納制が農民に与えた影響をみよう。豊田村では寛永14年に五分一銀納、同17年に三分一銀納の記録がある。寛文3年栂村免割帳によれば、物成72石939のうち三分一銀納21石842、十分一大豆銀納7石294、計29石136が銀納、43石

763が米納で、銀納率 40%である。寛文当時は米現物収取体制ではない。ところで寛永20年上神谷13村の物成郷帳を集計すると、表5のごとくである。

表 5

	Line Stane	内米納
取	石 2450,1140	石
米 方	1149,4929	
籾 方	293,9000	
大 豆	245,0104	154,125
三ヶ一	731,7020	462,286
種 米	52,7800	
山年貢	50,5000	
口米	75,0200	

銀納分は大豆、三ケー計 977 石で40% であるが、実際には 616 石余が「米ニテ入」とある。銀納できなかったもの とみられる。慶安頃、泉州代官石川土 佐守の手代田寺九兵衛は、「当年ハ三ケー大ツ銀子ニ而何も指上ケ可申候、 毎之ことく米ニてハ納不申候、御ねた ん究次第可申入候、其内ハ石ニ付32匁 ニ納置可被申候」と上神谷に命じてい

る。現銀を手に入れにくい農民に、銀納を強制していることがわかる。その 結果は、寛文5年12月26日付の豊田村未進皆済計画(表6)でわかる。同年の 本年貢は536石弱、口米・欠米・山年貢を入れて約582石、皆済分は米で389

表6

未述	進54名物成計	389,0320
同	既納分	263,0247
同	未進	126,0073
	毛 綿 売	24,3344
計	家・田売	37,4948
	牛 馬 売	3,9000
	山ノ下刈売	19,6986
画	忰·女房売	7,2192
livel.	計	92,6470
未	計 画	113,3603

石余,銀で79石余,計 467 石弱である。未進は115石弱で,表6と若干ちがうが,さして問題ではない。ここでは未進が銀納部分に集中し,その銀を入手するために家・田畑から女房・子供まで売っていることを知ればよい。

つぎに郷蔵から領主蔵への納入をみよう。 その実態は、払帳、勘定状で知ることができる。慶長・元和年中の小堀遠州領和泉国中庄 村払帳を集計、表示すると、表7のごとくで ある。これは、同村の代官庄屋新川三十郎が

近くの佐野港から郷蔵の年貢を払った記録である。慶長年中でも銀納は少なくなく、元和8年には76%に達している。寛文12年上神谷釜室村では、物成・口米・込米・山年貢等合計217石597のうち実に214石4195が銀納である。

以上の示

	慶長4年	慶長6年	慶長13年	元和8年
定 米	石 480,12547	石 454,881	石 474,198	石 503,836
内 大 豆	46,194	45,250	47,328	48,012
大坂, 堺 等 蔵 入 米	352,044	383,5063	82,399	84,095
大 豆(銀納)	46,194	45,250	(47,388)	(48,012)
白米、餅米、かきもち	9,3768	10,8458	2,083	15,600
炭,くり綿,毛綿等		6,193	1,106	
銀納	66,0302			335,039
労 賃	6,160	4,690	10,525	0,670
その他	Search Control		50,422	19,920

ころは 認納が近 の頭にお , 無視 さない比 占めて こと, 战納制 実施され

た寛永時には、銀納の条件が存在しないため、農民が銀納を好まないにもか かわらず、幕府はこれを強制していること、③代銀納制は、寛文期において も農民を疲弊せしめていること、などである。②③に関連して、寛永5年幕 府は、蔵米の百姓払停止を五畿内に命じているのであるが、これらの史料に より、朝尾直弘氏は、元和・寛永時の畿内幕領において、幕府は蔵米を半強 制的に農民に販売して、銀収納を確保していた、とする。この事実は、一時 的な措置であったのか、米現物で徴租し、これを百姓払して二重の利益を得 ようとする政策であったのか、それとも代官が命ぜられた銀納額を確保する ために行なっていたものか、領主蔵の米を百姓払したのか、郷蔵の米を百姓 払したのか、など疑問が多いが、いずれにせよ幕府が農民の手もとから銀を 得ようとしていたことは、明白である。とすれば、同じ寛永時からの代銀納 制の実施は、かかる方策の制度化であると考えることができる。代銀納制は 農民の手による米等の換銀を前提とする制度であり、農民の疲弊をもおし切 って強行された制度である。かくて近世初頭の徴租体制は、単に米現物の搾 取体制ということはできず、米現物による徴租も、近世初頭において米が貨 幣的機能をはたしていた事実との関連において、検討してみる必要があるで あろう。

- 注 (1) 内藤二郎「幕藩体制初期徴租法について」(『帝京径済研究』1巻1号)
 - (2)(3) 宮川満『太閣検地論』第3部
 - (4) 『大日本史料』第12編の1
 - (5) 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』
 - (6) 朝尾氏は、寛永5年の命令により、蔵米の百姓払は停止されたものと考え、それは幕府の流通機構が整備されて、百姓払を必要としなくなったためである、としている。しかし代銀納制下においては、一貫して百姓払が行なわれているし、行なわざるをえない。たぶし一般農民への強制売払というよりは、豪農商への売払いである。

四 小作制と小作料の形態

安良城氏によれば、近世初頭においては、農民の全剰余労働部分が米現物で領主に搾取されるから、農民の手元には米現物形態の剰余労働部分は全く残らず、したがって「第二段階」以後のように米現物を小作料として徴収する地主制は存在しえないこととなる。これは5-3=2という初等数学の等式と同じぐらい明白な論理である。しかしすでにみたように米現物による「全剰余労働搾取体制」論には、大きな疑問がある。さらに「第二段階」以後の小作料形態に疑問があるならば、この等式は完全に崩壊するであろう。

表8

宛	堂坂畑	石 0,200
地	政所垣外	1,450
宛	西かいとはさま	2,000
米	計	3,650
納	石 2,550	11月2日納
入	0,200	はさま当引
状	20欠 20,25	12月26日納 働13人半
況	23,65	未進

まず元禄以降の貢租と小作料の関係をみる。享和元年豊田村の地主小谷の小作人伝右衛門は,表8のごとく小作料を納入している。小作人には、小作料の一部を領主年貢として郷蔵に運ぶように地主から指定されたものと、そうでないものがある。伝右衛門は後者である。宛米3石650のうち2石750を米現物で納入し、残りを63匁90の銀で納める。銀納中40匁25を納入したが、うち20匁25は労賃たてかえである。このような銀納分が、小谷の

全宛米収入中にどんな比重を占めるか。 表9は、納入状況が確実にわかる56名の 小作人についての集計である。銀納部分 は約35%で、その内最も多いのが労賃、 残りは材木、酒等の販売代銀である。つ ぎに正徳元年豊田村の農民佐左衛門の例 をみよう。小前帳による年貢納入状況は

表 9

小作人数		56人
宛	米	167石983
当	引	11, 565
残		156, 418
銀納	分	54,683=3969匁20
内労	賃	875, 07
代	銀	52, 81

で小谷小作人であり, 他方 で小作人6名をもつ。小谷 に対しては 232 匁70の小作 料を納め、小作人からは5 石4斗の米と333 匁25の銀 納小作料を得た。

表10に示した。かれは一方

以上の示すところは「第 二段階」以後の地主制にお いては、①小作料は米現物 だけで納められるのではな く,銀や労働によって納め られる量が,大きな比重を 占めることである。そのと き小作料はまず米で表現さ れる点に, 石高制の特徴が

	石 5,175(=429匁53)	三分一銀納
可	13,035	米方
¿, la	1,100	小谷下作米
納	11匁04	村支配
分	170, 24	御用銀
	24石035+610匁81	計
	石 0,2595	当用捨
	2,5000	納
納	5,4000	庄三郎, 栂茂右衛門斗
717	333匁25	超九左衛門斗 超半兵衛, 文右衛門, 左三郎斗
入	8,67	扶持方
	106,00	上
	170,24	御用銀
分	232,70	内取
	12,21	他
	8石1595+863匁07	計

ある。②小作料と領主年貢の合計、すなわち宛米が各田畑に定められており これがまず地主に納付されてから、地主が年貢を上納する。実際は地主の指 定により、小作人が直接郷蔵に年貢を運ぶのであるが。③小作料は領主年貢 とともに村小前帳によって、その納入状況が把握されていることである。①

についていえば, いわゆる寄生地主制は, 農民的商品の販売や賃労働の機会 の増大にともなって、いわば農工一体としての労働生産力の増大によって発 生した点に特徴があったのである。寄生はふつう、豊富に対してではなく、 貧困に対して行なわれる。まず農民が必要労働部分を確保し, 残余を領主が 搾取して、しかるのちおもむろに寄生が行なわれるのではなく、領主の搾取 による貧困に乗じて寄生が行なわれる。小作人は領主年貢と地主小作料を支 払った後、その残余で生活するのであり、その残余が生活と経営に不足する ときは――それはつねに不足しているのであるが――家内労働を強化し、妻 子を売り、賃労働に出かける。この賃労働は地主手作を可能ならしめるもの であり、 元禄以降明治に 至るまで 地主手作は消滅しない。 それは「第一段 階」においても本質的に同じである。ちがうのは、商品販売や賃労働機会等 々の発展度である。②③についていえば、それは地主小作料と領主年貢の搾 取が一体として村「共同体」によって保障されていることを示している。 「第一段階」においても地主小作料は郷蔵に運ばれるのであって、本質的に 同じである。ここにわれわれは、近世における村「共同体」の特徴をみるこ とができると思うのであるが、ここではとくに、地主制が村「共同体」によ って保障されていることは、同時にそれが村「共同体」によって制約されて いることであり、ともにその「寄生」性と関連するであろうことに注意した

注 (1) 安良城氏は不思議なことに、「第二段階」以後の小作料が剰余労働部分のみならず必要労働部分にまで喰いこむことを論証している。「幕末期泉州における小作農の存在形態」(高橋幸八郎編『土地所有の比較史的研究』所収)全く同感であるが、これは先述の演繹といかなる関係にあるのか、興味あるところである。